

# 消防団員等福祉共済事業規程細則

平成26年4月1日施行

(目的)

第1条 この細則は、消防団員等福祉共済事業規程（以下「規程」という。）第11条に基づき、規程の実施に必要な様式等を定めるものとする。

(消防団員等福祉共済契約申込書及び福祉共済加入申込消防団等一覧表)

第2条 規程第2条第2項に規定する消防団員等福祉共済契約申込書は別紙様式1及び福祉共済加入申込消防団等一覧表は別紙様式2のとおりとする。

(消防団員等福祉共済加入申込書)

第3条 規程第2条第3項に規定する消防団員等福祉共済加入申込書は別紙様式3のとおりとする。

(加入者名簿)

第4条 規程第2条第4項に規定する加入者名簿（個人加入の場合）は別紙様式4のとおりとする。

(共済証書)

第5条 規程第2条第6項に規定する共済証書は別紙様式5のとおりとする。

(消防団員等福祉共済脱退者届)

第6条 規程第3条第1項に規定する消防団員等福祉共済脱退者届は別紙様式6のとおりとする。

(消防団員等福祉共済脱退者名簿)

第7条 規程第3条第2項に規定する消防団員等福祉共済脱退者名簿は別紙様式7のとおりとする。

(消防団員等福祉共済掛金送金通知書)

第8条 規程第5条第1項第1号に規定する消防団員等福祉共済掛金送金通知書は別紙様式8のとおりとする。

(消防団員等福祉共済掛金請求書)

第9条 規程第5条第2項に規定する消防団員等福祉共済掛金請求書は別紙様式9のとおりとする。

(死亡・重度障害事故報告書（速報）)

第10条 規程第8条第1項の規定する死亡・重度障害事故報告書（速報）は別紙様式10のとおりとする。

(消防団員等福祉共済共済金支払請求書)

第11条 規程第8条第2項に規定する消防団員等福祉共済共済金支払請求書は別紙様式11-1及び11-2のとおりとする。

(消防団員等福祉共済共済金支払請求書等送付書)

第12条 規程第8条第3項に規定する消防団員等福祉共済共済金支払請求書等送付書は別紙様式12-1及び12-2のとおりとする。

(死亡診断書(死体検案書))

第13条 規程第9条第1項第1号及び第3号に規定する死亡診断書(死体検案書)は別紙様式13のとおりとする。

(障害診断書)

第14条 規程第9条第1項第2号及び第4号に規定する入院証明書兼障害診断書は別紙様式14、14-1、14-2、14-3、14-4及び14-5のとおりとする。

(入院証明書)

第15条 規程第9条第1項第6号に規定する入院証明書兼障害診断書は別紙様式14のとおりとする。

(公務死亡の概況報告書)

第16条 規程第9条第1項第3号に規定する公務死亡の概況報告書は別紙様式15のとおりとする。

(公務障害の概況報告書)

第17条 規程第9条第1項第4号に規定する公務障害の概況報告書は別紙様式16のとおりとする。

(委任状)

第18条 規程第9条第2項アただし書きに規定する委任状は別紙様式17-1及び17-2とする。

(消防団員等福祉共済共済金分割請求書)

第19条 規程第9条第2項アに規定する消防団員等福祉共済共済金分割請求書は別紙様式18-1、18-2、18-3及び18-4のとおりとする。また弔慰金及び弔慰救済金の場合は別紙様式19-1及び19-2のとおりとする。

(加入消防団等名等の変更届)

第20条 第3条に規定する「消防団員等福祉共済加入申込書」に記載登録した加入消防団等名等に変更があった場合の変更届は、別紙様式20によるものとする。

(誓約書)

第21条 規程第9条第1項第1号及び第3号に規定する受取人であることを証明する戸籍謄本の一部に代えることができる誓約書は、別紙様式21とする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、各様式の元号に係る部分は、平成31年(2019)年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。